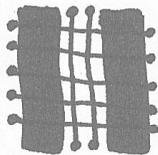


大学教授の仕事と倫理



別府 昭郎

明治大学・文学部

□ はじめに

—何が問題なのか—

現代の大学教授は、私立、公立、国立の別を問わず、研究の面においても教育の面においても大学運営の面においても、解決しなければならぬ実にさまざまな問題に直面しつつ、職業実践に携わっています。大学教授が、日常業務を果たしていくなかで、つきあたる具体的問題は多様にあります。一例をあげますと、大学とは一体何か、大学教授とは何かというような根本的な事柄から、大学教授の採用、昇進はどのように、いかなる基準で行われるのか、そ

もそも大学教育はどのような効用をもっているのか、大学教育はいかなる方法で行われているのか、大学教授の精神構造はいかなるものか、大学教授にはどのようなタイプがあるのか、大学の意思決定システムはどうなっているか、大学教授はどのような任務をもっているのか、また大学教授に求められる資質はどのようなものか、評価はどのようなように行われるのか、現在の大学教授の養成システムをどのように変えれば大学教育の質をあげることができるかなどなど実践的な事柄まであります。

これらの中から、大学教授の仕事、大学教育の重要性、大学教授の養成システムについての提案、大学教授の職業

倫理、この四つの問題を取り上げて検討してみよう。

□ 大学教授の仕事

「大学教授の任務は研究・教育である」という見解には、誰も異論はないでしょう。しかし、企業にも、研究所があり、新人教育や社内教育が行われています。したがって、この見解では不十分であると言わざるをえません。実はこのほかにもう二つ教授の任務があると私は思います。「大

べつぶ・あきろう●一九四五年、宮崎県生まれ●広島大学教育学部教育学科卒業の後、一九七三年三月、広島大学大学院教育学研究科博士課程(西洋教育史)単位修得。一九七三年四月、明治大学文学部助手、専任講師、助教授を経て、現在、明治大学文学部教職課程教授。この間、ミュンヘン大学の歴史学研究所にて大学史の研究に従事する。広島大学大学院教育研究センター客員研究員、日本女子大学人間社会学部非常勤講師、名古屋大学大学院教育学研究科非常勤講師、上智大学文学部非常勤講師を歴任。現在、明治大学教職課程主任教授。(サッカークー部長。博士教育学、広島大学)●主な著書として『ドイツにおける大学教授の誕生』(単著)創文社、一九九八年三月、『明治大学の誕生』(単著)学文社、一九九九年四月、『大学史を作る』(編著)東信堂、一九九九年八月、『大学の指導法』(編著)東信堂、二〇〇四年一月、『大学教授の職業倫理』(単著)東信堂、二〇〇五年四月、『高等教育概論』(共著)「M I N E R V A 教職講座16」、ミネルヴァ書房、二〇〇五年五月などがある。

学自治(大学運営)への参画」と「社会的活動」です。

大学教授には、教育、研究、大学運営への参画、社会的活動という四つの仕事の領域があると思います。それぞれについて、ごく簡単に説明していきたいと考えています。

(1) 教育

教育は、これまで蓄積してきた知識を伝えること、学問を媒介とした教授と学生とのコミュニケーションを通じて、行われます。

大学教授の仕事・任務の第一は、自分の専門としての学問を通じて、学生にものを考える知的修練・思考訓練を施すことにあります。

教育という側面からみれば、教育とは一見関係ないようにみえる研究も、教授個人の知的修練の最前線と考えていいでしょう。大学教授の究極の任務は、繰り返し強調しますが、学問を通じて、学生にものを考える知的修練・思考訓練を施すこと以外にないと思います。

教育という営みの特性を挙げると、次のようになるでしょう。

教育という営みの本質は「働きかけ」であること

大学も教育機関である以上、知識・技術を媒介にした働きかけという点においては、小学校教師も中学校教師も高校教師も大学教授も、本質的に変わりはありません。高等学校までの教師希望者が教育実習で学ぶように、授業の目的設定の仕方、各授業のねらい、授業の構成、展開過程、学生との想定問答、授業の終結のしかた、教材の準備の仕方、授業観察や学生観察の仕方、次の時間の予告、授業評価の仕方などを学ぶことを前提に、実習をするようにしたら、授業にたいする「学生の嘆き」(後述)はかなり減少するのではないかと思いません。

大学教育の特性は
学生の自立的思考を
促すこと

大学の授業改革を提唱しているデイトリツヒ・フォン・クバイス (ハンブルク防衛大学上級研究員) は、「とりわけ、教育(授業)

の質は大学教師の経歴にとつて、大きな意味を持つようになってきている、学修課程はより短く、より実践的になり、より国際的になる、大学の財政支援は、教育(授業)や研究、学修についての定期的な評価に依るようになる、この三つの変化が特徴的である。これらの改革によって、ドイツの

大学は再び国際的水準になり、世界的名声を得るように努力するべきである。」と、二十一世紀の大学では教育の役割が大きくなっていくことを主張しています(別府昭郎訳『ドイツにおける大学教育の構造、諸問題および改革動向』)。研究を重視してきたドイツの大学でも、近年教育のもつ重要性が強調されはじめているのが分かります。

ドイツの大学にあつては、十九世紀の前半以降、「研究と教育の統一」は当たり前のことと考えられてきました。現実には、研究が常に最も重要視され、研究こそが大学教師の中心的な任務領域となってきました。たしかに、大学教師のキャリアと名声は、もっぱら学位の取得、教授資格の獲得、業績の出版などと研究業績面に重点が置かれ、ある人を講座に招聘するばあい、学問世界でいかなる信望を得ているかが決定的な基準であり、教育や学生の世話という教育上の業績は重視されてこなかったという事実があります。

しかし、近年、教育の面が重視されるようになってきております。一九九三年学長会議と文部大臣会議は、「教授資格の授与と招聘にあたっては、将来、教授能力と教育学的適性を考慮すべきである」という決議をしています。

それをうけて、ハンブルク大学では、「大学は、教育の

促進について特別な価値をおく。従って、(教授)志願者は、教育において相応の資格(能力)と業績を示すことが求められる」と定式化しています。

このように、ドイツの大学でも、教育を大学の中心的機能として位置づけようとする動きが顕著に見られます。

(2) 研究

ここでいう研究とは、限定的な意味で使っていることを予め述べておかなければならなりません。研究は、ノーベル賞やフィールズ賞、京都賞を取るような超一流の研究業績のことを意味しません。ここでいう研究とは、大衆化した大学の教授が行う研究を意味しています。いかに大衆化した大学の教授であっても、学生に教える、実験をする、知見を発信する、言語で表現する、そういう教育のための研究です。

上記の意味においても、研究は、新しい知見を発見・発明するために行われます。研究は教育の前提条件であると言つてよいでしょう。

学会のレフリー審査をクリアするような研究ができない大学教授は、詠われない詩人と同じく、存在意義がありません。競争にさらされない状況のなかで養成され、研究室

に残った人の中には、大学内部の紀要や機関誌だけに論文(らしきもの)を書いただけで、大学外部の研究誌やレフリーのある学会誌に書いた経験のない人も居ないではありません。しかし、現在では、公募制や競争原理が少しずつではあれ導入され、状況はよくなりつつあると思います。「ダメな教授のもとでは、ダメな後継者しか育たない」というのは、一つの法則のような気がします。

学問的思考訓練をベースにした研究は、学会発表にも耐えうるし、また、課程博士の学位も取得しやすくなるでしょう。近い将来には、ドイツのハビリタツイオンによる教授資格まではいかなくとも、大学教授になる者は、全員が博士号の保持者でなければならぬと予想しています。

現実的な改善策を一つ挙げるとすれば、大学における教育の学修を前提とした授業・ゼミナール等で実習をさせることでしょう。

近代大学の理念を提唱したヴィルヘルム・フォン・フンボルト(一七六七—一八三五)は、大学やアカデミーにおいては、「常に研究しつづけること」が学問に携わる者の務めであり、そこで施される教育は、自己修養を目的としており、研究も教育も「孤独と自由」(Einsamkeit und Freiheit)

のなかで行われると言っています。

ここで述べた大学教授の任務や求めるべき資質は、長い大学の歴史の中で形成されてきたものであり、高い理想や理念、達成不可能な目標ではなく、大学人としては、ごくあたりまえのことでしょう。

(3) 大学自治(大学運営)への参画

大学は、その発生において、特権を受けた自治団体でありました。現在でもその特性を持ち続けています。教授や助教授たちは、委員会の委員や学長、学部長を自分たちの手で選出しなければなりません。教師団は、自らの仲間を自ら選び、自分たちが守るべき規則(学則)を自分たちで作成してきました。

大学は、近代国民国家が成立するにしたがって、国家の支配権のもとに置かれるようになり、司法上の特権や経済上の特権を喪失していききましたが、自治団体的性格はかなり濃厚に残っています。

現代日本の大学では、学長や学部長はその成員の選挙で選ばれるのが普通です。また、後継者を選ぶのもたいていのばあい、大学・学部で決めることができます。予算の使い方も教えるかも内部で決めることができます。予算の使い方も

大学・学部で決めてよいことになっていきます。

今日では、このように、人、教授内容、予算の執行というような事柄が大学の自治の内実をなしています。大学教授には、組織にかかわるこのような事柄を担う責務があります。こうした責務を担わなければ、「大学の自治」は保障されません。一方では人事・教授内容・予算執行の自由を叫びながら、他方では組織運営を担わないのは、自己矛盾にほかなりません。

(4) 社会的活動

これは、大学の外で依頼された講演を引き受ける、自治会やPTAなど地域の活動に参加する、地方公共団体や政府が設置する委員会になることなどが含まれます。

カントが、「理性の公的使用」と呼んだのは、こうした社会的活動に対してであると考えられます。ただし、カントは、「理性の公的使用」と「理性の私的使用」を比較したばあい、「公的使用」が「私的使用」の上位概念であるとか、逆に「私的使用」が「公的使用」の上位概念であると言っているわけではありません。ただ、公が政府や国家のこと、私自分が属している社会のことという従来の概念を、転換して自覚的に使うべきことを主張している

のです。

□ 大学教育の重要性

大学における教育方法は、大衆化した大学の教授が絶対に避けて通ることのできない問題となつてきています。今日でも、大学教授の意識の底には、いまだ帝国大学風の少数のエリートに考えていたのと同じエリートス(精神的雰囲気)が流れていると考えて間違いないと思います。それは、大学教授の教育方法についての考え方に象徴的に現れているのではないかと思えます。まず、学生の声を素直に聞くことからはじめましょう。

(1) 学生の嘆き

ある大学の学生たちの声(嘆き)を聞いて、そこから問題をえぐりだしてみましよう。これらの声が、すべての学生の声であるとか、すべての大学教授の授業が学生の声のおりである、と言っているのではありません。とは言え、これらの声は、われわれが大学における教育方法について考えるとき、進むべき方向を示してくれるのではないでしようか。

①「一年間、予備校に通っていましたので、どうしても

大学の授業と予備校の授業を比べてしまいました。大学教授の授業は整理されてなく、わかりにくい専門用語を解説なしで多用するので何が言いたいのかわかりませんでした。さらに黒板を使わず、単調な話し方でたらたらと授業をするのですぐに眠くなりました。さらに予備校講師と比べて大学教授は「お忙しいとは思いますが」授業に対する熱意というものが感じられませんでした。」

②「まず話をわかりやすくするために具体例を多くあげてほしいことと、声を大きく、できれば学生に向かつて話しかけるように講義してほしいです。」

また、僕は怠慢な性格なので、教授の言っていることをノートにとるのはめんどろなので、教授は、授業の内容を整理して黒板に書いてほしいです。最後に教授は、面白い授業をしなくてもいいので、熱心に授業をしてほしいと思います。熱意が伝われば、やる気のある生徒はついていきます。」

③「どの授業をみても、教授が生徒の興味・関心などを無視して一方的に講義を進めている傾向がある。ほとんど独演会になってしまっており、教授と生徒が対話を通して考えを深めていくということがない。大教室

で大人数を相手にしての授業ならば仕方ないが、人数が少なくてもそうである。教授は如何にしたら生徒の興味を喚起できるかに留意し、生徒と十分なコミュニケーションをとりつつ授業を進めていくべきだと思う。

ここには、大学教授の授業にたいする批判と要望が混在しているが、それらは、メダルの表と裏の関係になぞらえることができます。

まず、批判点を要約して、取り出してみますと、次のようになります。

- ①「わかりにくい専門用語を解説なしで多用する」
 - ②「何が言いたいのか要点がよくわからない」
 - ③「単調な話し方だからだと授業をする」
 - ④「授業に対する熱意が感じられない」
 - ⑤「教授が学生の興味・関心などを無視して一方的に講義を進めている傾向がある」
 - ⑥「教授と生徒が対話を通して考えを深めていくということがない」
- つぎに、要望点を要約して、取り上げてみます。
- ①「話をわかりやすくするために具体例を多くあげてほしい」

- ②「大きな声で学生に向かって話しかけるように講義してほしい」
- ③「授業の内容を整理して黒板に書いてほしい」
- ④「教授は如何にしたら生徒の興味を喚起できるかに留意してほしい」
- ⑤「学生と十分なコミュニケーションをとりつつ授業を進めていくべきだ」

これらの事例は、われわれ大学教授に、痛烈な反省を促します。そして、やはり大学教授も教授技術について、本格的に勉強しなければならないという気持ちにさせます。学生（の保護者と）大学は、大学が入学を許可し、学生が授業料を支払った時点で、責任を持って教える・教えられるという契約関係に入ったと見なすことができます。

にもかかわらず、なぜ、学生が嘆かざるをえないような授業が、堂々と行われるのでしょうか。大きな理由の一つは、日本の大学教授は、養成のプロセスで、いかに教えるか、いかに学問を媒介にコミュニケーションをとるかという教授学的な訓練を全く受けないことが挙げられます。

もう一つの理由は、教える訓練を全く受けないことと密接に関連していますが、自分を教育者ではなく、研究者と

自己規定している大学教授が多いから、伝達・コミュニケーション・動機づけの熱意に欠けているのではないでしようか。

分かる授業をするのが、大学教授としての職業倫理だという考えがないのでしょうか。だから、たいいていの学生を悩ませる授業を平然とするのでしょうか。

では、いかにすれば、われわれは、自分の教えるべき教育内容を、学生が受け取りやすい形で提示し、伝えればよいのでしょうか。このばあい、日本の大学教育の現実に即して議論を展開したい。外国のFD(力量形成)関係の著作を翻訳紹介して、能事終われりとする時代は過ぎさりました。われわれの抱えている大学教育の現状に立脚して、われわれの実践的能力を形成していく方向を提示すべき時期にきていると判断してよいでしょう。

(2) 学生の多様化と大学教授の教育責任

大学で教育方法をどうして考えなければならぬのかと、多くの大学教授は、反論するかも知れません。しかし、大衆化した大学では、大学教授は、教育方法を考えなければならぬ事態にきているという認識を持たなければならぬ状況に追い込まれていると思います。

なぜ大学における教育が重要視されねばならないのでしょうか。それは、これまで学生が受けてきた教育、はつきり言えば受験をめざした学習からの脱却をはかるとともに、学生がこれまで学習してきたことを大学教育に誘う治療教育としての、積極的な意義があるといわなければならぬからです。しかもそれは、「学問への誘い」と裏腹の関係にあります。つまり、大学導入教育は、これまで学生が受けてきた教育、はつきり言えば受験において陥った病理現象(健康な部分には十分に活用しながら)を治療しつつ、大学における知的修練へと治療させる任務を担っているからにはほかなりません。

大学進学率の高まりにより、受験科目しか勉強していない学生、知識や視野の限定された学生、画一化された学生、学修意欲のない学生が大学に入学してくるのは避けがたいところです。大学教育は質的に変容せざるを得ません。教授の力量形成(フアカルティ・ディベロップメント、FD)が叫ばれること自体がそれを証明しています。言葉を変えて言えば、十九世紀、二十世紀に作られた大学システムが、大衆化の極相に達している現在、有効性を喪失し、機能しなくなってきたことを物語っています。高等学校の補習、教授の力量形成(FD)の強調、大学の学校化、学生の

基礎的知識や言語能力のバラツキなどは、ポスト大衆化のシンボルと言えましょう。

大学以下の下級の学校における教育活動は、久しい以前から、確たる方法をもって展開されてきましたし、また教育方法を形成する意識的な努力がなされてきました。しかし、大学における教育活動について、方法論は形成されてきませんでした。今日、大学教育を方法論的に完成することが要請されています。言い換えますと、実践的にも理論的にも、大学教育学(Hochschulpädagogik, akademische Pädagogik)の構築が時代の要請となっているのかも知れません。

(3) 大学教育への誘い

なぜ現在において大学教育への誘い(大学導入教育)が重要視されねばならないのでしょうか。これまで学生が受けてきた教育は、はつきり言えば受験をめざした学習でした。それからの脱却をはかるとともに、学生がこれまで学習してきたことを活かしつつ、大学教育に誘うという積極的な意義があると言わなければなりません。しかもそれは、「学問への誘い」と裏腹の関係にあります。つまり、導入教育は、これまで学生が受けてきた教育、受験において陥った

病理現象を、健康な部分は十分に活用しながら治療しつつ、大学における知的修練へと治療させる任務を担っていると言っても過言ではありません。

では、高校までの学習あるいは予備校における受験勉強と大学における学修との相違をいかに把握すればよいのでしょうか。一つの考察素材として、次のような図式を考えてみました。いくつかの要素は、極限

高校までの勉強	大学での学修
覚えることが中心(記憶中心)	考えることが中心(操作中心)
他人より教えてもらう	自ら学びとる
与えられた問題をとく	自分で問題を発見し、解答をみつける
注入型学習	自己開発学修
受動的	能動的
知識習得型(情報受容型)	知識生産型(情報放出型)
再生産(反復)型	創造型
画一的	多様
答は1つ	答は複数、もしくはない

形態において表現したので、実際には相互にいりまじっていると考えていいでしょう。だが、総体的にいえばこういえるという、理念型と考えていただければ幸いです。

この図で示したように、大学教授の重要な任務は、学生の思考様式を注入型学習から自己開発学習へ、知識習得型（情報受容型）から知識生産型（情報放出型）へ、再生産（反復）型から創造型へと変換すべく、意識的に働きかけることにあります。こうした働きかけを意識的に導くことによって、学生を大学における学修が可能な状態に導くことができると思います。

学生たちがこれまで作り上げてきた信念や習性、思考様式を完膚なきまでにたたきつぶすことが、治療としての導入教育の役割であると確信しています。

□ 大学教授の養成システムの提案

これまでの叙述をもとにして、よりよい大学教授の養成システムとそれと密接に関係している大学教育学（大学教育）についての学問的考察の内容を考えてみましょう。

(1) 大学院における養成

現代日本の大学教授には、国私の大学を問わず、とく

に指導能力・教育能力がうまく求められています。このことに異論のある人はそういないでしょう。とすれば、次の段階として、その能力を十分に形成するべく、大学教授の養成課程（大学院）において配慮がなされているか否かが問われなければなりません。

現状では、大学教授の大部分は、大学院で養成されます。であるとすれば、大学院における養成問題を考えねばならないこととなります。

大学院の任務は、大きく分けて、①大学教授（後継者）の養成と②専門職業人の養成の二つがあります。大学教授後継者の養成においては、必要な資質・能力を大学院生が身に付けるシステムを確立しなければならないと思います。

大学教授になる道は、「一般的コース」として、学生↓大学院博士課程前期（修士課程）↓大学院博士課程後期（博士課程）↓助手↓講師↓助教↓教授です。その他のコースとして、ジャーナリストから、外交官から、官僚から、高校の教諭から↓助教あるいは教授へという道があります。それぞれの職業経験を活かして、職業実践が可能です。このばあいにも、「教育は働きかけである」という原則を逃れるわけにはいきません。自分の持っている知識や経験をいかにしてうまく学生に伝えるかを考えざるを得ませ

ん。

しかし、後者のケースはまれであり、大部分は、前者のケースです。そのほか、現在では、客員教授とか特任教授とか呼び名は多様ですが、ジャーナリストや会社の役員・社長、弁護士、公認会計士、俳優、コピーライターなど学外の人を期限付きで招聘するシステムを採用している大学も多数あります。

(2) 大学教授養成の改善策

現状の大学院が大学教授の養成に不十分であろうとも、大学教授の大部分は大学院において養成されるという事情は、しばらくは変わらないと思います。とすれば、現行のシステムのなかで、いかに指導法に通暁した大学教授を養成する工夫をするかに、大学教育の質はかかっていると思えます。

どうすれば状態がよくなるかというソフトウェアを考へる必要があります。慣行や惰性で大学教授を養成する時代は終わったとすれば、意識的に大学教授の養成を考へなければならぬ時代にきていると言えましょう。

大学教育の目的が「特定の企業や団体のためのものではなく、公的性格をもつ全体のものである」であり、「自分

をベースにして、グローバルな視点から考察する能力、すなわち、問題の核心を発見する能力(問題発見能力)、問題や論点を整理し、それぞれの次元で考える能力(合理的思考力)、問題提起をする能力(問題発信能力)、合理的な解決法を考えていく能力(問題解決能力)、解決のために人的ネットワークを組織したり、活動を展開しうる能力(コミュニケーション能力、組織力)などの基礎的(fundamental)かつ普遍的(general,universal)能力をもつ自律的人間を育成する」であるとすれば、そのような能力をまず、教授自身が身につけておくべきでありましょう。このような能力を育成する養成課程が考えられなければなりません。その養成課程を具体的に考えてみましょう。

大学における 実際在大学で実習をするためには、前記
実習をさせる の研究を基礎として、教育や指導法につ
いて、予め学修しておかなければなりま

せん。実習で教授する内容、学生に伝達する内容がなければ、実習は成立しません。研究内容と教授内容を一致させる工夫も必要です。実習するには、前提となる学修が不可欠です。

事前に学ばなければならぬ事柄は無数にあります。が、主なもの挙げると、実習にあたっては、前もって、

教育という営みの本質、大学教育の特性、教育内容の明確化、受講生のレベルの把握、教授学上の主要原則、教材配列の原則、学修の形態など、教育の基本的な事項について学んでおく必要があります。

大学自体についての学修

大学教授たる者、自分の職場である大学の歴史や構造についても知っておかねばなりません。このばあい、大学の起りと特性、大学の自治についての理解がまずは基本となるでしょう。

端的に言って、現代における大学は、学問(教育と研究)を媒介にして人と人が出会う場であり、学位授与権を有する高等教育機関にほかなりません。その淵源は十二世紀の中世ヨーロッパにさかのぼり、学位授与権のほか、交通、免税、講義停止などの特権をもつ「学ぶ者と教える者との団体(ギルド)でした。この事實は、最低限知っておく必要があります。

大学の自治は、大学の成員が大学および自分たちにかかわる事柄を、外部の勢力の介入なしに、理性的に自己決定することをその内実としています。すなわち、何を教えるか、どういうテーマで研究するか、どこで発表するか、誰を入学させるか、誰に学位を授与するかなどといった研究

・教育にかんする事項も、誰を学長に選出するか、誰を学部長にするか、予算をどう使うかなどといった組織運営にかんする事項も、すべて自治の範囲内に入ります。

こうした自治権は、近代国民国家の成立以前から、歴史の実態として作られてきたものが多いのですが、現行日本国憲法では、「学問の自由は、これを保障する」(第二三条)という短い条文のなかで規定しています。大学自治は、大学人のエゴから作られたのではなく、長い時間をかけて、大学と国家や社会との関わりの中で歴史的、実態的に形成されてきたものであることを、心に留めて置くことが肝要です。

□ 大学教授の職業倫理とは何か

大学教授の職業実践や大学教授を養成する上で問題となる事柄のなかから、重要な事項を取り上げて検討してきました。やや繰り返しになりますが、「要するに、大学教授の職業実践とは何か」という視点から重要な論点をまとめておきます。

(1) 大学教授の仕事

大学教授の基本的な任務は、研究をすること、教育をす

ること、大学や学部の運営を担うことの三点に絞って考えることができました。研究をしない大学教授、教育をしない大学教授、大学・学部の運営を担わない大学教授は、大学教授たる存在理由を持たないとさえ言えます。

①教育にかんしては、大学における授業の目的設定、構成、展開過程、学生とのコミュニケーション、プレゼンテーションのしかた、教材の準備の仕方、授業観察や学生観察の仕方、授業評価の仕方、他者(とりわけ学生)からどう見られるかなど常に考えておく必要があります。

②研究にかんしては、学会の専門雑誌に書く。できたら、外国の雑誌に投稿し、掲載されることが必要でしょう。また、大学院の教授であれば、学生にもそのような力量を形成するのが務めでしょう。

③大学・学部運営(マネジメント)にかんしては、小は専攻の時間作りや仕事の割り振り、中は学部の仕事の分担や学部長・学科長などの役割、大は大学全体の仕事(全学の教務やFDなど)や学外の任務(大学連合体や大学連盟の仕事)など、様々にあります。一見雑務のようにみえますが、大学や学部が運営されていくための不可欠の任務です。大学の自治を標榜する限り、大学人でこういう仕事をやらなければなりません。そうでなければ、大学外の人や官僚

に支配されてもいいことになりません。

以上の三つが必要です。FD (Faculty Development、力量形成)は、もともと教授能力の伸張だけのことを意味するのでありません。元来、学部メンバー全員にこの三つの能力を伸ばしめることを意味しています。したがって、教授能力だけを伸ばそうとしている現代日本のFDの考え方は、あやまりとは判断できないにしても、少なくとも考えられている範囲が狭いと言って間違いありません。

(2) 本当の専門職業人とは

専門職業人(プロフェッショナル)に影響を与えられる人を、本当のプロと評価していいでしょう。たとえば、落語の世界でいえば、柳家小さんや古今亭志ん生のような人を挙げていいでしょう。学者では、政治学では丸山真男、経済学では内田義彦、日本史では石母田正、物理学では湯川秀樹や朝永振一郎、教育学では長田新や梅根悟といったクラスの人を挙げていいでしょう。

素人はいつも玄人を神秘化して考える傾向があります。だから幻想もなりたつのでしようが、玄人が玄人を見るはあい、非常に厳しく見ます。神秘化もしませんし、幻想も成り立ちません。むしろ、やり方やトリックを見抜きます。

玄人の目で見やぶるからです。

素人や大衆に受け入れられることは、それはそれとして、大事なことであります。しかし、本質ではありません。教授や学者という専門職業人は、方法論なり対象論なり表現方法なりを参考にされる、モデルとされるというのが、本当の専門職業人だと言つてさしつかえないでしょう。他の大学教授からモデルにされる大学教授が、本当の大学教授と言ふことができます。

(3) 大学生と教授とは契約関係

大学志望者のうち誰を合格させるか入学させるかは、たいていの大学では教授たちが教授会において決めます。学生が入学金と授業料を支払った時点において、教授と学生は教える・学ぶという契約関係に入ると考えていいでしょう。その時点で、教授は教えるという義務が生じ、学生は教えてもらうという権利が生じると考えていいでしょう。

大学における教育行為というものは、教授(または彼の属する大学)が学生または保護者の委嘱を受けて、知識や技能、考え方を教えることによって、成り立つものです。これは民法に規定するところの契約の一種と考えていいと思います。すなわち、大学(学部)が合格者を発表し、学生

が授業料を払いこんだときから、「教える」「教えてもらう」という関係が生まれます。民法第六四四条には「受認者ハ委任ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ」という規定があります。すなわち、教授は「善良なる管理者の注意」をもって、学生に知識・技能を教えるという義務を負うこととなります。

「善良なる管理者」という語句は、大学における教育に關して言うばあい、教授が最善をつくして(ウソを教えないことや、休講をしないこと、私語の注意もこのなかにはいる)、学生たちに教えることを意味していると考えられます。

したがって、教授が当然なすべき注意を払って教育をしなかつたばあいは、注意義務をおこたつたという理由で、責任を追及されても仕方ありません。

最近、学生の学力が落ちたと嘆く教授が少なくありません。しかし、入試で当の学生を入学させると判断したのは、理論的には、その教授自身であります。嘆いてばかりも居られないはずですよ。なぜならば、少なくとも、判定教授会のととき反対しなかつた責任があります。したがって、教授には、そのような学力をもつた学生を教える責任があります。学力が足りなければ、足りるような方策を講じる責任

があります。もつと言えば、入試を改革したり、国の教育政策を学力のついた学生が大学に入學してくるよう、改善努力をしていく義務があります。そういう努力をしないのであれば、黙って教育に力を注ぐかその大学を辞めるしか道は残っていません。

職業倫理とは、商売の仕方、商道德を意味します。青年にウソを教えてはいけないのは当たり前です。職業倫理には、正しい知識を教える、責任をもって思考訓練を施すことなどが入ります。

(4) 教育への勇氣

教育は「働きかけ」です。黒澤明は「弱い脚本からは弱い映画しか出てこない」と言いましたが、私は「弱い働きかけからは、弱い教育しか出てこない」という確信を実践を通してもっています。教授のなかには、学生たちとうまくおりあいをつけて、衝突しないように心がけている人もいます。学生たちの人気はこういう人たちの方があるかも知れません。しかし、私は、こういう人たちに与したくありませんし、また与しません。

「教育への勇氣をもとう」と強い確信をもつようになつた背景として、二つのことを指摘しておかなければなりま

せん。一つは、私個人の教育実践、教育経験であります。自分の教育経験を通じて、「教育への勇氣」という強い確信をもつに至りました。

もう一つは、福沢諭吉と高橋和巳という二人の先達の話を読んだときであります。福沢諭吉は、「百姓に乘馬を強う」と題して次のような話を紹介しています。少し長いですが引用してみましよう。

「私が子供を連れて江ノ島鎌倉に遊び、七里ガ浜を通るとき、向こうから馬に乗って来る百姓があつて、私共を見るや否や馬から飛びおりたから、私が咎めて『これ、貴様は何だ』と言って、馬の口を押さえて止めると、その百姓が怖そうな顔をして頻りに詫びるから、私が『馬鹿言え、そうじゃない、この馬は貴様の馬だろ』『へい』『自分の馬に自分が乗つたら何だ、馬鹿なことをするな、乗つて行け』と言つてもなか／＼乗らない。『乗らなけりや打撲るぞ、早く乗つて行け。貴様はそういう奴だからいけない。いま政府の法律では、百姓町人乗馬勝手次第、誰が馬に乗つて誰に会つても構わぬ、早く乗つて行け』と言つて、無理無体に乗せてやりましたが、そのとき私の心の中でひとり思うに、古来の習慣は恐ろしいものだ、この百姓らが教育のないばかりで、物がわかからずに法律のあることも知ら

ない」。(福沢諭吉『福翁自伝』岩波クラシックス21、一九八三、二二〇〇〜二二二一頁)。

ここには「自分の馬には打撲つても乗せてやるぞ」という諭吉の教育への強い意志があらわれています。

高橋和巳は、「私は『あたりまえのことを、あたりまえに言う』精神が、広く青年たちの基本的な態度となることを、衷心からのぞむ。ただ、その「正」の座標の裏に、「負」の座標があることを、頬を張りとはし首をしめあげても、次の世代につたえておかねばならぬ」と書いています(高橋和巳「戦後民主主義の立脚点」『孤立無援の思想』所収、岩波書店、一九九一、三九頁)。高橋は、青年たちが「あたりまえのことをあたりまえに言う」ことが基本的態度となることを本心から願っていました。しかし、それには「負」の座標、すなわち、言ったからには、行動したからには、「責任」が伴うことを「頬を張りとはし首をしめあげて」でも、伝えておかねばならないという強い気持ちを保持していたと言ってもよいでしょう。

福沢諭吉と高橋和巳の二人の考え方は私の教育観の支えとなっています。遊びたい学生にとっては迷惑でしょうが。

以上、私の教育観を根底から支えてくれている福沢諭吉と高橋和巳の二人の教育についての考え方を挙げました。

とりわけ福沢の考え方は矛盾しているのではないかという反論もありうると思います。なぜかと言えば、馬に乗るのも馬から降りるのも、百姓の「自由」であるからです。しかし、もともと百姓は馬に乗っており、武士の姿をしている福沢の姿をみてから馬を降りたのですから、本心では、馬に乗っていたかったと考えられます。不本意ながら馬から降りたとなれば、本来馬に乗っていたのが百姓の自由意志なので、ぶん殴つても自由意志どおりにはさせてやるといのが、福沢の本意と考えていいでしょう。

こういう教育への勇氣と強い意志をもって、大学教育に臨みたい、これが現在の私の考えです。

